

著作者人格権とさいたま新都心のパブリックアート

法律事務所アクロポリス

代表弁護士 鈴木 康晃

1 さいたま新都心のパブリックアート

20世紀最後の年である西暦2000年にオープンしたさいたま新都心。その西口エリアには「開かれた官庁街」をコンセプトに、無機質なビルが建ち並ぶ空間を楽しいものにしたい、歩きながら楽しめるようになればとの思いから、広場や階段に数多くのアート作品が設置されています。その数は20点以上ののぼります。

これらのアート作品は、いわゆるパブリックアートと言われるものです。パブリックアートとは、広場や公園や道路などの公共的な空間に設置されるアート作品のことを指します。

パブリックアートのように公共的な空間に設置されるアート作品については、公開の美術の著作物等の利用に関して規定された著作権法第46条によってその利用方法が定められています。著作権法第46条によると「屋外の場所に恒常的に設置」されているものについては、一定の例外¹を除いて、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」とされています。つまり、屋外に恒常的に設置されているパブリックアートは原則として自由に利用してよく、例えばパブリックアートを写真に撮りSNSへ投稿してもよいということになります。

さいたま新都心西口エリアのパブリックアートも「屋外の場所に恒常的に設置」されているので、前述したとおり一定の例外を除いて自由に利用してよいことになります。

もっとも、これは財産権としての著作権に関するものです。人格権としての

¹ 「一定の例外」とは著作権法第46条第1号から同条第4号のことをいう。これらに該当する場合には著作権者の許可が必要になる。

第1号 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合

第2号 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合

第3号 前条第二項に規定する屋外の場所（※「街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所」のこと）に恒常的に設置するために複製する場合

第4号 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

著作権、すなわち著作者人格権はまた異なります。

2 著作者人格権とは

本記事の読者の皆さまは、著作者人格権の存在をご存知でしょうか。

著作物は、著作者の思想や感情などが表現されたものであり、それを著作者の
あずかり知らぬところで勝手に公表されたり変更されるなどされてしまつては、
著作者の人格的な利益を損なってしまうおそれがあります。その利益について
法律上の保護を図ったのが著作者人格権です。著作者人格権には、①著作物を公
表する場合に、その時期や方法を著作者が決めることができる権利である「公表
権」²、②著作物を公表する際に著作者の氏名を表示するかどうか、表示すると
してどのような名義で表示するかを決定する権利である「氏名表示権」³、そし
て③著作物の同一性を保持し、著作物を著作者の意思に反して勝手に改変され
ない権利である「同一性保持権」⁴の3つの権利があります。

パブリックアートにも、当然、これら著作者人格権による保護が及びます。パ
ブリックアートでとくに問題になるのが、前述した各権利のうち③同一性保持
権です。同一性保持権が著作権法で定められた趣旨は、著作者に無断で改変され
た著作物の存在によって著作者の名声などの人格的利益が侵害されるおそれ
があるためこれを保護することにあります。

パブリックアートは通常屋外で恒常的に設置されるものなので、経年により
摩耗や腐食、変色、変形が生じたり、維持管理を理由に著作者の意思に反して無
断で作品の改変が行われたりといったことが起こりえます。さいたま新都心西
口エリアのパブリックアートも例外ではなく、こうした問題が起こりえるので
す。

3 さいたま新都心のパブリックアートの現状

さいたま新都心のパブリックアートにも、本来水が湧き出たり霧が噴霧され
たりライトアップされたりする作品があるのですが、残念ながら水の供給、ライ
トアップや霧の噴霧が止められてしまったものが存在します。以下で具体例①
から④を見てみましょう。

² 著作権法第 18 条

³ 著作権法第 19 条

⁴ 著作権法第 20 条

【具体例①】長澤伸穂氏作の「月夜見」という、時の推移とともに変わっていく月の満ち欠けを28か所で広場にあらわした作品があります⁵。この作品は、蓄光石がほんのりと輝き、霧が噴霧されるのですが、長期間にわたってメンテナンス時以外の霧の噴霧が止められてしまっていました。

【具体例②】土屋公雄氏作の「生命と記憶」という、左右に分かれた形状の円筒形の御影石の間にブロンズ製の一本の立ち枯れた木が覗く作品があります⁶。この作品は、立ち枯れた木から水が滴る設計になっており、生命の象徴である水はこの作品にとって重要な存在です。ところが、長年にわたって水を滴らせていなかったため詰まってしまったのか水が出なくなってしまう、その後長期間にわたって放置されています。

【具体例③】は、崔在銀氏作の「蓮家」という、給排気塔を包み込むために制作された作品です⁷。この作品は、もともとライトアップにより美しく照らされていましたが、いつの頃からかライトアップされなくなりました。さらに作品の近くに生えて作品の一部となっていた植物も伐採されたのかなくなってしまううえ、作品の老朽化が進んでしまい、往時の美しさは残念ながら失われてしまいました。そのあまりの変わり果てた姿に、「さいたま新都心合同庁舎周辺のパブリックアート・ガイド」への上記作品に関する図版の掲載を「作品の劣化および改変」を理由に作者が辞退されてしまいました。

【具体例④】は、眞板雅文氏の「水上の花庭」という、まるい円盤が16個あり、その蓮を模した円盤から水が湧き出る作品です⁸。水と円盤によって時とともに移ろう自然の折々の姿を暗示させることを企図した作品ですので、水が湧き出ることこの作品にとってとても重要な要素です。しかしながら、いつの頃からか水が湧き出ることなくなり、長期間にわたって水が出ないまま放置されてしまっています。

これらは、水が湧き出たりライトアップされたり霧が噴霧されることが作品の一部になっていますので、それらを著作者に無断で止めてしまうことは同一性保持権の侵害となり得るのです。

⁵ 「さいたま新都心合同庁舎のパブリックアート・ガイド」記載のA地区①参照

⁶ 「さいたま新都心合同庁舎周辺のパブリックアート・ガイド」記載のA地区⑥参照

⁷ 「さいたま新都心合同庁舎周辺のパブリックアート・ガイド」記載のC地区②参照

⁸ 「さいたま新都心合同庁舎周辺のパブリックアート・ガイド」記載のB地区⑨参照

4 著作者人格権の限界

もつとも、同一性保持権にも限界は存在します。著作者の意思に反した作品の改変行為が何でもかんでも著作者人格権によって保護されるわけではありません。例えば、教科書に著作物を利用する場合に学校教育の目的上やむを得なく用語等を変更する（難しい漢字を平仮名にするなど）場合⁹、建築物の増築や改築、修繕や模様替えによる改変¹⁰、プログラムの著作物について使用上必要なコンバージョンなど¹¹、その他著作物の性質や利用目的・態様に照らしてやむを得ない場合¹²には、著作者の意思に反して無断で作品を改変しても同一性保持権の侵害にはなりません。

では、著作物の廃棄はどうでしょう。スペースの都合や設置場所の工事などを契機として著作物が廃棄されてしまうこともあり得ます。著作者の意思に反して無断で行われる改変が著作者人格権の侵害になるのであれば、廃棄にいたっては当然同一性保持権の侵害に当たるようにも思われます。

しかしながら、著作物の廃棄の場合には、著作者の意思に反して無断で行われたものであっても同一性保持権の侵害の問題は生じないとされています。これは意外に思われるかもしれませんが、同一性保持権というものが法的に保護される理由から考えると理解できます。

同一性保持権の趣旨は、前述したとおり、著作者に無断で改変された著作物の存在によって著作者の名声などの人格的利益が侵害されるおそれがあるためこれを保護することにあります。著作物が廃棄されてしまった場合にはもはや著作物は存在しませんので、著作者の名声などの人格的利益は侵害されようがないということになるからです。

5 おわりに

パブリックアートが著作者の意思に反して無断で改変されてしまうことが度々生じてしまう背景として、著作者人格権の世間への周知がまだまだ不十分

⁹ 著作権法第20条第2項第1号

¹⁰ 著作権法第20条第2項第2号

¹¹ 著作権法第20条第2項第3号

¹² 著作権法第20条第2項第4号

であることが挙げられると思います。財産権としての著作権については世間への周知がかなり進んでいると思われませんが、著作者人格権の世間への周知は今後の課題と言えるでしょう。

以上